

知多都市計画地区計画の決定（武豊町決定）

都市計画小桜地区計画を次のように決定する。

名称		小桜地区計画					
位置		知多郡武豊町大字富貴字外面、字小桜、字砂水、字外前田、字林平井の各一部					
面積		約 4.38ha					
地区計画の目標		本計画は、本地区の良好な住環境の創出に向け、未接道敷地を解消し、有効な土地活用を図ることを目標とする。					
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、既存の戸建て住宅や、未接道敷地の解消を目的とした宅地開発による住宅を中心とし、良好な住環境の維持、向上を図ることとする。					
	地区施設の整備の方針	未接道敷地の解消のため、地区施設として新規道路①（骨格道路）や新規道路②（区画道路）、小桜第1～4号線（拡幅道路）を位置づける。					
	建築物等の整備の方針	建築物等は本計画の目標の実現のため、壁面の位置の制限と壁面後退区域における工作物の設置の制限を行う。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置	備考
			新規道路①	6m	約 90m	計画図表示のとおり	新設
			新規道路②	6m	約 140m	計画図表示のとおり	新設
			小桜第1号線	4m	約 30m	計画図表示のとおり	拡幅
			小桜第2号線	4m	約 130m	計画図表示のとおり	拡幅
			小桜第3号線	4m	約 90m	計画図表示のとおり	拡幅
			小桜第4号線	4m	約 50m	計画図表示のとおり	拡幅
	建築物等に関する事項	建築物の壁面の制限	建築物の外壁（出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）は地区施設に位置付けられた新規道路②（区画道路）内にあってはならない。				
		壁面後退区域における制限	壁面の位置の制限が定められた区域のうち、地区施設に位置付けられた新規道路②（区画道路）となる部分には、塀、柵、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。				

「区域は、計画図表示のとおり」